（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項各号列記以外の部分	事業主（受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。以下この項において同じ。）及び基金	連合会
（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項第二号	当該事業主及び基金	連合会
第八十四条第三項	事業主等は、当該確定給付企業年金の	連合会は、
	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項各号列記以外の部分	事業主等	連合会
（略）	（略）	（略）
第八十四条第一項第二号	当該事業主等	連合会
第八十四条第二項	事業主等は、当該確定給付企業年金の	連合会は、
	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
（略）	（略）	（略）

告　示

○法務省告示第五百四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年六月九日法務省告示第三百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
未永海産株式会社	宮城県石巻市塩富町二丁目五番七十三号	非加熱性水産加工食品製造業

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
		［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。